（証券コード7961）
平成28年６月６日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
兼松日産農林株式会社
取締役社長　高崎　實

第118回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第118回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年６月22日（水曜日）午後５時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月23日（木曜日）午前10時
（受付開始は午前９時を予定しております。）

２．場　　所　　東京都中央区日本橋浜町三丁目22番１号
日本橋浜町Ｆタワープラザ３階（プラザホール）
開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

３．目的事項
報告事項
１．第118期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第118期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　監査等委員以外の取締役５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第５号議案　監査等委員以外の取締役の報酬額設定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第７号議案　取締役賞与支給の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.knn.co.jp）に修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府および日銀の経済・金融政策を背景に企業業績が回復し、景気は緩やかな回復基調が続きましたが、中国をはじめとするアジア新興国経済の景気減速に加え原油価格下落の影響により年初から為替相場や株式市場が不安定に推移するなど、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの主な事業分野であります住宅関連業界につきましては、雇用と所得環境が改善されたことに加え、住宅取得資金贈与の非課税枠拡大など政府による住宅取得支援策が打ち出されたことから都市部を中心に底堅い需要が継続し、新設住宅着工戸数は持ち直しの動きが見られました。

このような環境のもとで当社グループは、昨年９月に経営効率の向上を図る目的から本社を千代田区麹町より中央区日本橋浜町に移転し、また、各主要事業の生産、営業体制を再構築するなど収益基盤の強化に努めました。この結果、本社移転や昨年３月の関東工場（木材加工事業）閉鎖後の生産体制整備等の一過性の費用が発生しましたが、売上高は115億９千８百万円（前期比4.6％減）、営業利益は７億４千７百万円（前期比5.8％増）となりました。また、旧関東工場土地・建物を昨年７月より事業会社に賃貸したこともあり、経常利益は８億２千１百万円（前期比13.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は４億９千１百万円（前期比3.4％減）となりました。

次に各事業の状況についてご報告申しあげます。

ジオテック（地盤改良）事業　当社独自の木質杭を施工材料とする「環境パイル工法」の販売は大手住宅メーカーを中心に堅調に推移し、また、自社で開発した地盤改良関連技術や関連する部材等を同業他社に販売する取り組みも好調に収益を伸ばしました。また、非住宅分野にも積極的な受注活動を行うほか、静岡、沼津両営業所を統合し規模を拡大した新たな基幹営業所として昨年４月に発足させました。さらに、子会社の収益体質改善を進める等の諸施策を実施しました。売上高は48億４千９百万円（前期比7.5％増）、営業利益は９千万円（前期比103.5％増）となりました。

木材加工事業　旧関東工場から東北工場への一部設備の移設を実施し、昨年７月より同工場の乾式保存処理木材の生産能力を拡大させる生産体制整備を行いました。保存木材の生産数量は前期比減少しましたが、各工場間

の連携と提携他社製品の取扱いにより販売は微減に止めることができました。保存処理薬剤の販売は乾式処理装置ユーザー数の伸び等により前期比増加しました。売上高は35億４千万円（前期比19.3%減）、営業利益は２億２千１百万円（前期比41.3%増）となりました。

セキュリティ機器事業　安心・安全を希求する社会情勢を背景に監視カメラ市場は堅調に推移しており、今後の市場拡大に対応するため販売要員及びサービス要員の増強や営業拠点の拡充を図るなど、販売体制、商品サービス体制の強化を続けております。売上高は21億３千５百万円（前期比5.5%増）となりましたが、一方で急激な円安による輸入仕入価格の上昇や増員による経費先行から営業利益は４億１千万円（前期比13.3%減）に止まりました。

石油製品事業　ハイブリッド車を始め低燃費車の普及や若年層の車離れ等によるガソリン消費の減少が続く環境下、燃料油の販売数量は減少しました。他方、ガソリンスタンド店頭でのフルサービス接客を徹底し、洗車、車検代行等の油外商品の販売に努めました。原油価格が低下したことから売上高は７億２千２百万円（前期比18.6%減）となりましたが営業利益は３千３百万円（前期比9.2%増）となりました。

その他事業　マッチの出荷数量は概ね前期並みに推移し、また、消耗雑貨商品の販売は前期比増加いたしました。その他事業の売上高は３億５千万円（前期比2.0%増）、営業損失は１千３百万円（前期は営業損失６百万円）となりました。

②　事業別売上高

区　　分	金　　額	構　成　比
ジオテック事業	4,849 百万円	41.8 %
木材加工事業	3,540 百万円	30.5 %
セキュリティ機器事業	2,135 百万円	18.4 %
石油製品事業	722 百万円	6.3 %
その他事業(注)	350 百万円	3.0 %
合　　計	11,598 百万円	100.0 %

（注）その他事業は、各種マッチの製造・販売等であります。

③　設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

④　資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第115期 平成24年度	第116期 平成25年度	第117期 平成26年度	第118期 (当連結会計年度) 平成27年度
売上高	10,461 百万円	12,394 百万円	12,158 百万円	11,598 百万円
経常利益	574 百万円	804 百万円	725 百万円	821 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	533 百万円	998 百万円	509 百万円	491 百万円
１株当たり当期純利益	12.88 円	24.09 円	12.28 円	11.86 円
総資産	7,430 百万円	7,839 百万円	8,449 百万円	8,923 百万円
純資産	3,927 百万円	4,946 百万円	5,351 百万円	5,837 百万円
１株当たり純資産額	94.74 円	119.31 円	129.09 円	140.81 円

(注) １株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は兼松株式会社で、同社は当社の株式を21,922千株（持株比率52.88％）保有いたしております。

当社は親会社との間で商品及び原材料の仕入れならびに一部商品の販売を行っております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日産興業株式会社	10 百万円	100.0 %	石油製品事業
兼松日産工事株式会社	10 百万円	100.0 %	ジオテック事業
ＵＧＲコーポレーション株式会社	10 百万円	100.0 %	ジオテック事業

⑷ 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、景気の緩やかな回復基調が継続する中、雇用と所得の改善により個人消費マインドが向上することが期待されますが、アジア新興国や資源国の経済減速やアメリカの金融政策正常化の影響、さらには甚大な災害となりました熊本地震の影響などにより先行きは不透明な状況が続くものと思われます。当社グループの主な事業分野である住宅関連業界では、消費税率引き上げの動向に伴う需要の変動による影響等の不透明感はありますが、新築やリフォーム分野で省エネ住宅に関する支援政策等が打ち出されており堅調に推移するものと予想されます。このよ

うな状況の下、当社グループは、平成29年３月期を初年度とする３カ年の中期経営計画を策定し、各事業の得意分野を伸ばすことにより更なる業容の拡大、発展に努めてまいります。

平成29年３月期の連結業績予想は、売上高125億円、営業利益７億９千万円、経常利益８億５千万円、親会社株主に帰属する当期純利益５億５千万円としております。

⑸ **主要な事業内容**（平成28年３月31日現在）

ジオテック事業	環境パイル工法・柱状改良工法・鋼管杭工法・各種認定杭工法・表層改良工法による地盤改良工事ならびに各種地盤調査及び沈下修正工事等の施工・販売
木材加工事業	木材の乾式、湿式防腐・防蟻処理（木材保存処理）加工・販売、木材保存処理装置及び薬剤の販売等
セキュリティ機器事業	防犯カメラ、レコーダー等の各種セキュリティ機器の販売
石油製品事業	ガソリン、軽油、灯油等の販売
その他事業	各種マッチの製造・販売等

⑹ **主要な営業所及び工場**（平成28年３月31日現在）

① 当　　社

本　　社　東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号

ジオテック事業

営業所	盛岡営業所	（岩手県矢巾町）	仙台営業所	（仙台市）
	山形営業所	（山形市）	福島営業所	（郡山市）
	新潟営業所	（新潟市）	北関東CSセンター	（羽生市）
	関東営業所	（八潮市）	静岡営業所	（静岡市）
	浜松営業所	（浜松市）	名古屋営業所	（長久手市）

木材加工事業

営業拠点	東北	（宮城県大衡村）	首都圏	（東京都中央区）
	関西	（大阪市）	岡山	（津山市）
工　　場	東北工場	（宮城県大衡村）	関西工場	（大阪市）
	岡山工場	（津山市）		
研究所	技術ソリューション部（柏市）			

セキュリティ機器事業

営業所	東北営業所	（仙台市）	東京営業所	（東京都中央区）
	名古屋営業所	（名古屋市）	大阪営業所	（大阪市）
	福岡出張所	（福岡市）		

その他事業

営業拠点　東京（東京都中央区）　淡路（淡路市）

工　　場　淡路工場（淡路市）

② 子 会 社

日産興業株式会社

本　　社　東京都江東区塩浜二丁目１番３号

兼松日産工事株式会社

本　　社　東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号

事 業 所　仙台事業所　（宮城県大衡村）　福島事業所　（郡山市）

新潟事業所　（新潟市）　静岡事業所　（静岡市）

ＵＧＲコーポレーション株式会社

本　　社　静岡県浜松市東区北島町1521番

⑺ **使用人の状況**（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ジオテック事業	85名	14名減
木材加工事業	38名	1名減
セキュリティ機器事業	33名	2名増
石油製品事業	8名	2名減
その他	10名	2名増
全社（共通）	20名	－
合計	194名	13名減

（注）全社（共通）は、本社部門所属の人数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
165名	－	38歳２ヵ月	10年０ヵ月

⑻ **主要な借入先の状況**（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、平成27年９月24日付をもって、本社を東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号に移転いたしました。

2．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数　165,000,000 株

⑵ 発行済株式の総数　41,492,000 株

⑶ 株主数　3,385 名

⑷ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
兼松株式会社	21,922 千株	52.88 %
MSIP CLIENT SECURITIES	943	2.27
DEUTSCHE BANK AG LONDON-PB NON-TREATY CLIENTS 613	873	2.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	855	2.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	471	1.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	370	0.89
UBS AG SINGAPORE-TOKYO RESIDENTS	350	0.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	306	0.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	278	0.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	229	0.55

（注）持株比率は自己株式（35,962株）を控除して計算しております。

3．会社役員の状況

⑴　取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	高崎　實	ＣＣＴＶシステム事業部統轄
専務取締役	平井基壽	本社部門統轄
取締役	齋藤　栄	木材・住建事業部統轄
取締役	水谷羊介	ジオテック事業部統轄 兼 技術部長 兼 施工管理部長
取締役	河村恭司	事業戦略担当 兼 ＣＣＴＶシステム事業部副統轄
取締役	小林邦聡	弁護士
常勤監査役	重元和夫	兼松コミュニケーションズ株式会社社外監査役
監査役	寺田恭久	兼松株式会社審査部長
監査役	岡村憲一郎	かえで会計アドバイザリー株式会社代表取締役、株式会社東京国際会計代表取締役、かえで監査法人代表社員、かえで税理士法人代表社員、サイバーダイン株式会社社外監査役、ＳＧホールディングス株式会社社外監査役

（注）１．取締役 小林 邦聡氏は社外取締役であります。
２．監査役は全員社外監査役であります。
３．監査役 岡村 憲一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役 岡村 憲一郎氏は、平成27年６月12日付でＳＧホールディングス株式会社の社外監査役に就任しております。
５．当社は、取締役 小林 邦聡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
６．当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。
⑴ 新任取締役及び新任監査役は、次のとおりであります。

地位	氏名	就任年月日
取締役	水谷羊介	平成27年６月23日
取締役	河村恭司	平成27年６月23日
監査役	重元和夫	平成27年６月23日
監査役	岡村憲一郎	平成27年６月23日

⑵ 退任監査役は、次のとおりであります。

退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況	氏　　名	退任事由	退任年月日
常勤監査役	髙橋隆雄	任期満了	平成27年６月23日
監査役	世良治	任期満了	平成27年６月23日

⑵　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	６名 （１名）	52百万円 （３百万円）
監査役 （うち社外監査役）	５名 （５名）	20百万円 （20百万円）
合計	11名	72百万円

（注）１．上記には平成27年６月23日開催の第117回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役２名（うち社外監査役2名）を含んでおります。
２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、平成３年６月27日開催の第93回定時株主総会において月額12百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
４．監査役の報酬限度額は、平成６年６月29日開催の第96回定時株主総会において月額３百万円以内と決議いただいております。

⑶　社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
・監査役 重元 和夫氏は、兼松コミュニケーションズ株式会社の社外監査役であります。同社は当社の兄弟会社であります。
・監査役 寺田 恭久氏は、兼松株式会社の審査部長であります。同社は当社の親会社であります。
・監査役 岡村 憲一郎氏は、かえで会計アドバイザリー株式会社代表取締役、株式会社東京国際会計代表取締役、かえで監査法人代表社員、かえで税理士法人代表社員、サイバーダイン株式会社社外監査役及びＳＧホールディングス株式会社の社外監査役であります。各社及び各法人と当社との間にはいずれも資本関係及び取引関係はありません。

②　社外役員が親会社等または親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
当事業年度において、社外役員が、親会社等または当社を除く親会社等の子会社等から、役員として受けた報酬等の総額は３百万円であります。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	小林邦聡	当事業年度に開催された取締役会22回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	重元和夫	平成27年６月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。また、監査役会は９回全てに出席し、常勤監査役として、監査役会を招集し、主要会議への出席も含む監査の状況の報告を行い、他の監査役と協議、意見交換しております。
監査役	寺田恭久	当事業年度に開催された取締役会22回全てに出席し、審議に関して必要な発言を適宜行っております。また、監査役会は15回全てに出席し、適宜質問をし、意見を述べております。
監査役	岡村憲一郎	平成27年６月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、審議に関して必要な発言を適宜行っております。また、監査役会は９回のうち８回に出席し、適宜質問をし、意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項、当社定款第29条第２項及び第41条第２項の定めにより、社外取締役である小林 邦聡氏、社外監査役である重元 和夫氏、寺田 恭久氏、岡村 憲一郎氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

4．会計監査人の状況

⑴ 名称　　PwCあらた監査法人

（注）当社の会計監査人でありました新日本有限責任監査法人は平成27年６月23日開催の第117回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

⑵ 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27 百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

⑶ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5．業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

業務運営の基本方針

当社では、全員で共有すべき価値観を明確にするため、「創造・挑戦、自己実現、法令遵守」を信条として定め、また、以下の経営理念を経営の拠り所としております。

〔経営理念〕

ⅰ．私たちは、社会の取り決めに則して、心を込めてご提供する製品とサービスが「いつまでも安心して暮らせる環境」を実現し、顧客の皆様の幸福と明るい未来に貢献することを希求します。

ⅱ．私たちは、「見えないところに本当の価値がある」という信念のもと、「見えるところは勿論のこと、見えないところにも安心力」を高める技術を研鑽し、お届けすることを通じて社会に貢献して行きます。

ⅲ．私たちは、適正な手段・方法に基づき、高付加価値の特色ある製品とサービスを生み出し、常に顧客満足を高める努力を行い、安定した収益を確保し、社会、株主、社員等に対する企業の責任を果たします。

⑴ 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動を行うために、企業行動基準およびコンプライアンス管理規定を定めております。また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を推進し、啓蒙教育を実施しております。さらにコンプライアンス上、疑義ある行為について通報を受け付ける相談窓口を社内ならびに社外に設置するとともに内部通報制度を構築・運用しております。

また、監査室は内部監査規定に基づき、業務監査を実施しており、監査結果は取締役会へ報告しております。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書については、法令、文書管理規定その他社内規定の定めるところに従い、適切に保存し、管理しております。取締役および監査役は、いつでもこれらの文書を閲覧できるものとしております。

⑶ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務上発生しうるリスクについては、職務権限規定等に基づき担当部門が内規、ガイドライン、マニュアル整備、研修の実施などを実施しております。また、組織横断的リスクについては必要に応じた組織を設置し、リスクのコントロールを行います。なお、リスクが顕在化した場合には、迅速な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えます。

⑷ 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

効率的かつ組織的な企業活動を行うため、職務権限規定で取締役および使用人の職務・権限の基準を定めております。

経営に関する重要な事項につき多面的な検討を行うため、経営会議を設置し、取締役会決定の基本方針に基づき、業務遂行の指揮、指導にあたっております。

業務の運営については、事業年度ごとの業務計画を立案し、全社的な目標を設定しております。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実施しております。

業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会などにおいて適宜報告しております。また、監査役は取締役会に出席し意見を述べております。

⑸ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は兼松株式会社のグループの一員として、兼松株式会社の「内部統制・コンプライアンス委員会」の助言の下、コンプライアンス活動を推進し、適宜同社に対して報告する体制を構築しております。

年に数回、適宜、兼松株式会社および、兼松グループの企業のトップマネジメントが集まり、グループ経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレート・ガバナンスの共通認識の徹底を図っております。

親会社等と当社および子会社・関連会社との間における不適切な取引や、不正な会計処理を防止するため、適宜、情報交換を行うことにより、当社および子会社・関連会社の独立性を十分に確保する体制を構築しております。

当社傘下の子会社・関連会社については、各社の自主性を尊重しつつ、基本方針の樹立・経営上の重要事項等に関し、事前に協議を行っております。傘下企業のコンプライアンスについては当社が統括しており、子会社・関連会社の経営者とはグループ経営に関する情報を共有しております。

⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役よりその職務を補助すべき使用人の配置の要請がある場合には、監査役の職務を補助する体制を確保します。

⑺ 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人については、当該使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に留意します。

⑻ 当社の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役および使用人に対し営業の報告を求め、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施できるものとしております。当社および当社子会社の取締役、監査役および使用人は、当社および当社子会社の業務または業績に影響を与える重要な事実を発見したとき、重大なコンプライアンス違反の発生の懸念があるときは、これを速やかに監査役に報告するものとしております。

監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議その他重要な会議または委員会に出席し、必要と認めたときには、意見を述べることができるものとしております。また、会議に出席しない場合には、監査役は付議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧することができるものとしております。

⑼ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報および通報者保護管理規定を設けており、監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不当な取扱いを受けない体制としております。

⑽ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還の請求を当社に対して行ったときは、速やかにこれに応じております。

⑾ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査を実施する監査室と監査役は独立した関係であるが、監査室長は常に監査役に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めるものとしております。

監査役は必要に応じ、取締役と会合をもち、取締役の経営方針を確認するとともに会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等につき意見を交換することができるものとしております。

⑿ 反社会勢力排除に向けた基本方針およびその整備状況

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する旨を「企業行動基準」において規定しており、前記「(1)当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」に基づき社内体制を整備しております。さらに、警察等の専門機関や顧問弁護士等の外部機関との緊密な連携関係を保つことにより、反社会勢力排除のための整備強化を継続的に推進しております。

⒀ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備し、各部署において適切な運営に努めております。基本方針に基づく運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンス体制

企業行動基準、コンプライアンス管理規定等に基づき、全ての役職員が法令遵守に努めております。またコンプライアンス違反の早期発見および未然防止を図るため、内部通報制度に基づく通報窓口を社内ならびに社外に設置したことを周知し、その運用を行っております。

② リスク管理体制

業務上発生しうるリスクについて、組織的に予防策を講じるために、職務権限規定等に基づき担当部門が内規・ガイドライン・マニュアルの整備、教育研修を実施しております。また、監査室が内部監査規定に基づき業務監査を実施しており、監査結果は取締役会へ報告しております。

③ 取締役の職務の執行

当事業年度は22回の取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定および職務執行状況等について報告を行っております。また、取締役の職務執行は、取締役会規則および職務権限規定等において、権限と責任の基準を定め、効率的な職務執行を行っております。

6．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分について、収益力の向上による経営基盤の強化を図りながら、株主の皆様への業績に裏付けられた適正な利益還元を行うことを最重要課題と位置づけております。また、内部留保金は、業績が景気動向に左右される中で、市場競争力ならびに収益の維持、向上に不可欠な設備投資、研究開発を的確な時期に行っていくために極めて重要であり、株主の皆様の利益を長期的に確保することになると考えております。

当社では誠に遺憾ながら長期間に亘り無配を継続してまいりましたが、近年の業績回復により財務体質の改善が進み、今後の事業展開や内部留保を総合的に勘案いたしました結果、配当ができる環境が整ったと判断いたしました。上記の方針に従い、当事業年度は１株当たり２円50銭の期末配当を実施することといたしました。

（注）本事業報告中の記載金額は、１株当たり当期純利益、１株当たり純資産額を除き、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,913	流動負債	2,466
現金及び預金	2,511	支払手形及び買掛金	1,830
受取手形及び売掛金	2,145	リース債務	7
商品及び製品	707	未払法人税等	207
仕掛品	3	賞与引当金	146
原材料	383	役員賞与引当金	15
繰延税金資産	74	その他	259
その他	87	固定負債	620
貸倒引当金	△0	リース債務	15
固定資産	3,010	退職給付に係る負債	113
有形固定資産	1,291	商品保証引当金	348
建物及び構築物	182	資産除去債務	15
機械装置及び運搬具	277	その他	127
工具器具備品	35	負債合計	3,086
土地	776	純資産の部	
リース資産	20	株主資本	5,839
無形固定資産	20	資本金	3,325
投資その他の資産	1,698	資本剰余金	1,146
投資有価証券	51	利益剰余金	1,372
繰延税金資産	24	自己株式	△5
投資不動産	1,481	その他の包括利益累計額	△2
その他	148	その他有価証券評価差額金	2
貸倒引当金	△7	繰延ヘッジ損益	△4
資産合計	8,923	純資産合計	5,837
		負債純資産合計	8,923

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		11,598
売上原価		8,724
売上総利益		2,873
販売費及び一般管理費		2,125
営業利益		747
営業外収益		97
受取利息	1	
受取配当金	0	
持分法による投資利益	2	
受取賃貸料	70	
貸倒引当金戻入額	0	
その他	21	
営業外費用		23
支払利息	1	
賃貸費用	21	
その他	0	
経常利益		821
特別利益		3
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	0	
補助金収入	0	
特別損失		30
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	9	
固定資産圧縮損	0	
減損損失	2	
本社移転費用	18	
税金等調整前当期純利益		793
法人税、住民税及び事業税	278	
法人税等調整額	23	301
当期純利益		491
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		491

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,325	1,146	881	△5	5,347
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			491		491
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	491	△0	491
当期末残高	3,325	1,146	1,372	△5	5,839

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2	1	4	5,351
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益				491
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	△6	△6	△6
当期変動額合計	0	△6	△6	485
当期末残高	2	△4	△2	5,837

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記）

1．連結の範囲に関する事項

⑴ 連結子会社の数　３社

連結子会社の名称　日産興業株式会社
兼松日産工事株式会社
ＵＧＲコーポレーション株式会社

⑵ 非連結子会社の状況

該当する会社はありません。

2．持分法の適用に関する事項

⑴ 持分法適用の関連会社の数　１社

持分法適用の関連会社の名称　ジオサイン株式会社

⑵ 持分法を適用していない関連会社の状況

該当する会社はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

⑴ 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……連結決算日前１ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品（石油製品事業）、製品、仕掛品及び貯蔵品　……総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品（石油製品事業を除く）及び原材料　……移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

⑵ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定額法

主な耐用年数

建物及び構築物　15～45年

機械装置及び運搬具　8～13年

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶ 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金……従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金……役員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。
商品保証引当金……販売した商品の保証期間に係る商品保証費用の発生に備えるため、発生見込額を計上しております。

⑷ 収益及び費用の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑸ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
② ヘッジ会計の方法
・ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。
・ヘッジ手段とヘッジ対象
輸入取引について為替予約取引をヘッジ手段としております。
・ヘッジ方針
将来の為替の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しておりますが、投機的な取引及び短期的な売買益を得るための取引は行わない方針です。
また、取引の目的、内容、取引相手、保有リスク及び損失の限度額について、当社の経営会議の定めた範囲を限度として、取引及びリスク管理の運営を本社部門で行っております。
・ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ有効性の判定は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額などを基礎として判断しております。
ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

③ 退職給付に係る負債の計上基準

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務及び退職給付費用の計算に、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

⑤ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更等に関する注記)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成25年９月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号　平成25年９月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第７号　平成25年９月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社及び連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、主として定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より定額法に変更しております。

この変更は、当社の親会社である兼松株式会社の連結グループにおける償却方法の統一の観点から、兼松株式会社の連結子会社となったことを契機として当社及び連結子会社の保有する有形固定資産の使用状況を詳細に調査した結果、資産の経済的便益がその耐用年数にわたって平均的に消費されると予測されたため、より実態に則した定額法へ変更したものであります。なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額	1,444百万円
投資不動産の減価償却累計額	116百万円

（連結損益計算書に関する注記）

減損損失

⑴　減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

区分	内容	場所	種類	金額（百万円）
遊休資産	－	岩手県紫波郡矢巾町	土地	0
		兵庫県淡路市	土地	0
		愛知県知多郡美浜町	土地	0
合　　計				2

⑵　減損損失を認識するに至った経緯

遊休資産は時価の下落により減損損失を計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額を基に評価しております。

⑶　資産のグルーピングの方法

事業及び製造工程の関連性を加味して事業用資産をグルーピングしております。また、遊休資産については、個別物件単位でグルーピングしております。

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	41,492	－	－	41,492
自己株式				
普通株式	35	0	－	35

（注）自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2．配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成28年４月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	103百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	2円50銭
基準日	平成28年３月31日
効力発生日	平成28年６月24日

（金融商品に関する注記）

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入によることとしております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、審査規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（※1）	時価（※1）	差額
⑴　現金及び預金	2,511	2,511	－
⑵　受取手形及び売掛金	2,145		
貸倒引当金（※2）	△0		
	2,145	2,145	－
⑶　投資有価証券			
その他有価証券	8	8	－
⑷　支払手形及び買掛金	(1,830)	(1,830)	－

（注）※１.負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※２.受取手形及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

３.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

⑴現金及び預金、⑵受取手形及び売掛金及び⑷支払手形及び買掛金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶投資有価証券

これらの時価について、株式は連結決算日前１ヵ月の市場価格等の平均に基づく価格によっております。なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4	8	3

４.非上場株式（連結貸借対照表計上額43百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑶ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

主に、東京都に所在する関東工場を閉鎖し、事業利用目的から賃貸目的に保有目的を変更したことに伴い、当連結会計年度より、当該工場施設を賃貸用不動産（土地を含む）としております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
1,525	1,562

（注）1.連結貸借対照表計上額は、取得時価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2.当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額であります。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり純資産額	140円81銭
1株当たり当期純利益	11円86銭

（その他の注記）

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,721	流動負債	2,333
現金及び預金	2,383	支払手形	570
受取手形	279	買掛金	1,190
売掛金	1,748	リース債務	5
商品及び製品	704	未払金	122
仕掛品	3	未払費用	57
原材料	383	未払法人税等	201
前払費用	41	前受金	9
繰延税金資産	68	預り金	13
短期貸付金	60	賞与引当金	138
未収入金	38	役員賞与引当金	15
その他	16	その他	9
貸倒引当金	△6	固定負債	593
固定資産	2,781	リース債務	14
有形固定資産	898	長期未払金	28
建物	164	退職給付引当金	106
構築物	10	商品保証引当金	348
機械装置	239	資産除去債務	15
車両運搬具	5	その他	80
工具器具備品	32	負債合計	2,927
土地	428	純資産の部	
リース資産	17	株主資本	5,578
無形固定資産	20	資本金	3,325
電話加入権	3	資本剰余金	1,146
リース資産	1	資本準備金	1,146
その他	15	利益剰余金	1,111
投資その他の資産	1,862	利益準備金	103
投資有価証券	19	その他利益剰余金	1,008
関係会社株式	20	特別償却準備金	21
長期貸付金	180	繰越利益剰余金	986
破産更生債権等	6	自己株式	△5
長期前払費用	2	評価・換算差額等	△3
差入敷金	102	その他有価証券評価差額金	1
繰延税金資産	24	繰延ヘッジ損益	△4
投資不動産	1,481	純資産合計	5,574
その他	32		
貸倒引当金	△7		
資産合計	8,502	負債純資産合計	8,502

損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		10,494
売上原価		7,869
売上総利益		2,625
販売費及び一般管理費		1,961
営業利益		663
営業外収益		122
受取利息	8	
受取配当金	2	
受取賃貸料	66	
貸倒引当金戻入額	26	
その他	19	
営業外費用		20
支払利息	1	
賃貸費用	19	
その他	0	
経常利益		765
特別利益		1
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	0	
特別損失		30
固定資産除却損	9	
減損損失	2	
本社移転費用	18	
税引前当期純利益		736
法人税、住民税及び事業税	253	
法人税等調整額	24	277
当期純利益		458

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					特別償却準備金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,325	1,146	1,146	103	24	524	652	△5	5,119
当期変動額									
特別償却準備金の取崩					△2	2	－		－
当期純利益						458	458		458
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	△2	461	458	△0	458
当期末残高	3,325	1,146	1,146	103	21	986	1,111	△5	5,578

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1	1	2	5,121
当期変動額				
特別償却準備金の取崩				－
当期純利益				458
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	0	△6	△5	△5
当期変動額合計	0	△6	△5	452
当期末残高	1	△4	△3	5,574

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日前１ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

⑵　デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

⑶　たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品及び貯蔵品……総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

商品及び原材料……移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）…定額法

主な耐用年数

建物及び構築物　　15～45年

機械装置　　8～13年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

⑶　リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金……従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

⑶　役員賞与引当金……役員の賞与の支払に備えるため、支給見込み額を計上しております。

⑷　退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の見込額は簡便法によっており、当事業年度末自己都合要支給額としております。

⑸　商品保証引当金……販売した商品の保証期間に係る商品保証費用の発生に備えるため、発生見込額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

⑴　外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑵　ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

輸入取引について為替予約取引をヘッジ手段としております。

③ヘッジ方針

将来の為替の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しておりますが、投機的な取引及び短期的な売買益を得るための取引は行わない方針です。

また、取引の目的、内容、取引相手、保有リスク及び損失の限度額について、経営会議の定めた範囲を限度として、取引及びリスク管理の運営を本社部門で行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ有効性の判定は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額などを基礎として判断しております。

ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

⑶　消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。

⑷　連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更等に関する注記）

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

当社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、主として定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

この変更は、当社の親会社である兼松株式会社の連結グループにおける償却方法の統一の観点から、兼松株式会社の連結子会社となったことを契機として当社の保有する有形固定資産の使用状況を詳細に調査した結果、資産の経済的便益がその耐用年数にわたって平均的に消費されると予測されたため、より実態に則した定額法へ変更したものであります。なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

（貸借対照表に関する注記）

1．有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

有形固定資産	1,281百万円
投資不動産	116百万円

2．保証債務

日産興業株式会社（子会社）	22百万円

なお、保証債務の内容は仕入債務であります。

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	98百万円
短期金銭債務	85百万円
長期金銭債権	181百万円
長期金銭債務	0百万円

（損益計算書に関する注記）

1．関係会社との取引高

売上高	63百万円
仕入高	337百万円
その他営業取引高	36百万円
営業取引以外の取引高	12百万円

2．減損損失

⑴　減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

区分	内容	場所	種類	金額（百万円）
遊休資産	－	岩手県紫波郡矢巾町	土地	0
		兵庫県淡路市	土地	0
		愛知県知多郡美浜町	土地	0
合計				2

⑵　減損損失を認識するに至った経緯

遊休資産は時価の下落により減損損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額を基に評価しております。

⑶　資産のグルーピングの方法
事業及び製造工程の関連性を加味して事業用資産をグルーピングしております。また、遊休資産については、個別物件単位でグルーピングしております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式	35	0	－	35

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	32百万円
賞与引当金	42百万円
貸倒引当金	4百万円
商品保証引当金	106百万円
未払事業税	11百万円
未払社会保険料	6百万円
工事未払金	0百万円
減損損失	84百万円
たな卸資産評価損	18百万円
資産除去債務	6百万円
その他	15百万円
繰延税金資産小計	328百万円
評価性引当額	△224百万円
繰延税金資産合計	104百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	0百万円
資産除去債務に対応する除去費用	1百万円
特別償却準備金	9百万円
繰延税金負債合計	11百万円
繰延税金資産（負債）の純額	92百万円

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産　繰延税金資産	68百万円
固定資産　繰延税金資産	24百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

1．親会社及び法人主要株主等

重要性がないため記載を省略しております。

2．子会社等

属性	名称	住所	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	日産興業㈱	東京都江東区	10	石油製品販売	所有直接100.0%	兼任１名	製品商品の売買	資金の貸付（注）	－	長期貸付金	180
								貸付金の利息	6	－	－

（注）資金の貸付利率は、市場金利の動向を踏まえた社内規定に基づく利率によっております。

3．兄弟会社等

属性	名称	住所	資本金（百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	兼松ケミカル㈱	東京都中央区	300	化学品全般、医薬品・医薬原料、機能性食品素材等の国内販売並びに輸入	なし	なし	商品及び原材料の購入	仕入（注）	289	買掛金	116

（注）価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額　134円47銭

１株当たり当期純利益　11円07銭

（その他の注記）

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月17日

兼松日産農林株式会社
　取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　友　田　和　彦　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　矢　野　貴　詳　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、兼松日産農林株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、兼松日産農林株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月17日

兼松日産農林株式会社

取締役会御中

ＰｗＣあらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 友田和彦 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 矢野貴詳 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、兼松日産農林株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第118期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個

別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

兼松日産農林株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　重元和夫　㊞

監査役（社外監査役）　寺田恭久　㊞

監査役（社外監査役）　岡村憲一郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 現商号には1991年10月に兼松デュオファスト株式会社と合併時に変更しており、その後の自動釘打機事業の営業譲渡、セキュリティ機器事業の開始等を経て現在に至っております。
2016年３月期までの前３ヵ年計画において目標とした事項をすべて達成し、17期ぶりの復配も実現いたしました。新たな３ヵ年計画で、より一層の飛躍を全社一丸となって目指すこの機に、経営理念に基づく「技術で社会をサポートする」を意とした「兼松サステック株式会社」に商号を変更するため、現行定款第１条（商号）を変更するものであります。
なお、この定款変更の効力発生日は、平成28年10月１日といたします。

(2) 当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）に取締役会における議決権を付与することにより、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るものであります。
これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うとともに、条文の新設に伴う条数の繰下げを行うものであります。なお、この定款変更の効力発生は、本総会終結の時といたします。

(3) 現在の当社の企業規模に合わせ、現行定款第30条である「相談役」制度を廃止するものであります。なお、この定款変更の効力発生は、本総会終結の時といたします。

(4) 監査等委員会設置会社移行に伴う監査役（監査役であった者を含む。）の責任免除に関する経過措置を設けること、および商号の変更実施日を本年10月１日付とするため、新たに附則を設けるものであります。
なお、附則第１条は平成38年６月24日付（本総会開催日から会社の監査役に対する損害賠償請求権の消滅時効である満10年経過後）、同第２条は変更実施日付で削ることといたしたいと存じます。

(5) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
（商号）	（商号）
第１条　当会社は兼松日産農林株式会社と称する。英文では KANEMATSU-NNK CORPORATIONと表示する。	第１条　当会社は兼松サステック株式会社と称する。英文では KANEMATSU SUSTECH CORPORATIONと表示する。

現　行　定　款	変　更　案
（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 （削　る） (3)会計監査人
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員数） 第19条　当会社の取締役は８名以内とする。	（員数） 第19条　当会社の監査等委員以外の取締役は８名以内、監査等委員である取締役は４名以内とする。
（選任） 第20条　取締役は株主総会においてこれを選任する。	（選任） 第20条　取締役は株主総会において、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役を区分してこれを選任する。
２．（省　略） ３．（省　略）	２．（現行どおり） ３．（現行どおり）
（任期） 第21条　取締役の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。	（任期） 第21条　監査等委員以外の取締役の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	２．監査等委員である取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了するときまでとする。	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
	（補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力）
（新　設）	第22条　補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（代表取締役および役付取締役）	（代表取締役および役付取締役）
第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第23条　取締役会は、その決議によって監査等委員以外の取締役の中から代表取締役を選定する。
２．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	２．取締役会は、その決議によって監査等委員以外の取締役の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。
（招集および議長）	（招集および議長）
第23条　（省　略）	第24条　（現行どおり）
（招集通知）	（招集通知）
第24条　取締役会の招集通知は会日の３日前までに各取締役および各監査役に対し、これを発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第25条　取締役会の招集通知は会日の３日前までに各取締役に対し、これを発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（決議方法および決議の省略）	（決議方法および決議の省略）
第25条　（省　略）	第26条　（現行どおり）
	（重要な業務執行の決定の委任）
（新　設）	第27条　取締役会は会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（議事録） 第26条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役が記名押印する。	（議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役が記名押印する。
（取締役会規則） 第27条　（省　略）	（取締役会規則） 第29条　（現行どおり）
（報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役に区分して株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第29条　（省　略）	（取締役の責任免除） 第31条　（現行どおり）
（相談役） 第30条　取締役会の決議により相談役を置くことができる。	（削　る）
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査等委員会
（員数） 第31条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　る）
（選任） 第32条　監査役は株主総会においてこれを選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　る）
（任期） 第33条　監査役の任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。	（削　る）

現　行　定　款	変　更　案
2．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。	
（補欠監査役の選任に係る決議の効力）	
第34条　補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。	（削　る）
（常勤の監査役）	（常勤の監査等委員）
第35条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	第32条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（招集通知）	（招集通知）
第36条　監査役会の招集通知は会日の３日前までに各監査役に対し、これを発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第33条　監査等委員会の招集通知は会日の３日前までに各監査等委員に対し、これを発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（決議方法）	（決議方法）
第37条　監査役会の決議は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	第34条　監査等委員会の決議は議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（議事録）	（議事録）
第38条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載し、出席した監査役が記名押印する。	第35条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載し、出席した監査等委員が記名押印する。
（監査役会規則）	（監査等委員会規則）
第39条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか監査役会において定める監査役会規則による。	第36条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

現　行　定　款	変　更　案
（報酬等） 第40条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　る）
（監査役の責任免除） 第41条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	（削　る）
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
（選任方法） 第42条　（省　略）	（選任方法） 第37条　（現行どおり）
（任期） 第43条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。 ２．（省　略）	（任期） 第38条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．（現行どおり）
第７章　計　算	第７章　計　算
（事業年度） 第44条　（省　略）	（事業年度） 第39条　（現行どおり）
（剰余金の配当等の決定機関） 第45条　（省　略）	（剰余金の配当等の決定機関） 第40条　（現行どおり）
（剰余金の配当の基準日） 第46条　（省　略）	（剰余金の配当の基準日） 第41条　（現行どおり）
（配当の除斥期間） 第47条　（省　略）	（配当の除斥期間） 第42条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	附　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　平成28年３月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第１項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任免除については、同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第41条第１項の定めによる。 （商号の変更実施日） 第２条　定款第１条の規定は平成28年10月１日から実施する。

第２号議案　監査等委員以外の取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（６名）が任期満了となります。当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、監査等委員以外の取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員以外の取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	高崎（たかさき）　實（みのる） （昭和26年12月１日生）	昭和49年４月　兼松江商株式会社入社 平成２年６月　兼松株式会社台北支店機械部長 平成11年１月　同社建設機械部副部長 平成11年11月　日本パイオニア株式会社取締役 平成12年１月　同社代表取締役社長 平成15年11月　兼松株式会社プラント部担当部長 平成16年５月　当社デュオファスト事業部マーケティング部長 平成18年４月　当社業務改革室長 平成18年６月　当社取締役業務改革室長 兼 木材・住建事業部統轄補佐 平成20年４月　当社取締役業務改革室長 兼 木材・住建事業部統轄補佐 兼 特販部長 平成20年６月　当社取締役木材・住建事業部統轄 兼 業務改革室長 兼 特販部長 平成21年６月　当社代表取締役社長 兼 木材・住建事業部統轄 平成24年４月　当社代表取締役社長 兼 ジオテック事業部統轄 兼 ＣＣＴＶシステム事業部統轄 平成27年４月　当社代表取締役社長 兼 ＣＣＴＶシステム事業部統轄 平成28年４月　当社代表取締役社長（現任）	35,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	平井基壽（ひらいもとひさ） （昭和28年4月10日生）	昭和51年４月　兼松江商株式会社入社 平成８年９月　兼松株式会社東京本社財務部資金課長 平成15年６月　兼松香港会社代表取締役社長 平成16年６月　兼松株式会社東京本社財経部長 平成17年６月　当社常務取締役本社部門統轄 平成21年10月　当社常務取締役本社部門統轄 兼 人事・総務部長 平成23年７月　当社常務取締役本社部門統轄 兼 総務部長 平成26年６月　当社専務取締役本社部門統轄 兼 総務部長 平成27年10月　当社専務取締役本社部門統轄（現任）	32,000株
3	齋藤栄（さいとうさかえ） （昭和32年11月５日生）	平成元年４月　当社入社 平成16年４月　当社木材・住建事業部保存木材部長 平成18年２月　当社木材・住建事業部開発・企画部長 平成19年４月　当社木材・住建事業部保存木材部長 平成21年10月　当社木材・住建事業部統轄補佐 平成23年２月　当社木材・住建事業部統轄補佐 兼 プレカット部長 平成24年４月　当社木材・住建事業部統轄 兼 技術ソリューション部長 平成24年６月　当社取締役木材・住建事業部統轄 兼 技術ソリューション部長 平成24年８月　当社取締役木材・住建事業部統轄 兼 保存木材部長 兼 技術ソリューション部長 平成24年10月　当社取締役木材・住建事業部統轄 兼 保存木材部長 平成27年７月　当社取締役木材・住建事業部統轄（現任）	7,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	みずたにようすけ 水谷羊介 （昭和46年２月23日生）	平成７年４月　当社入社 平成20年６月　当社ジオテック事業部技術開発室長 平成22年７月　当社ジオテック事業部技術開発室長 兼 本部設計室長 平成23年４月　当社ジオテック事業部技術部長 平成24年６月　当社ジオテック事業部統轄補佐 兼 技術部長 平成25年５月　当社ジオテック事業部統轄補佐 兼 技術部長 兼 施工管理部長 平成27年４月　当社ジオテック事業部統轄 兼 技術部長 兼 施工管理部長 平成27年６月　当社取締役ジオテック事業部統轄 兼 技術部長 兼 施工管理部長（現任）	12,000株
5	かわむらきょうじ 河村恭司 （昭和36年９月20日生）	昭和59年４月　兼松江商株式会社入社 平成19年６月　兼松株式会社ＩＴ統括室長 平成22年６月　同社ＩＴ統括室長 兼 情報・産業電子部長 平成25年４月　同社電子機器部長 平成25年６月　兼松米国会社サマセット支店長 平成27年６月　当社取締役事業戦略担当 兼 ＣＣＴＶシステム事業部副統轄 平成28年４月　当社取締役ＣＣＴＶシステム事業部統轄 兼 事業戦略担当（現任）	－株

（注）１．河村恭司氏は、過去５年間において当社の親会社である兼松株式会社の業務執行者でありました。なお同氏の同社における過去５年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．高崎實氏は、当社の全ての事業部門において豊富な業務経験を有し、平成21年6月から代表取締役社長として、当社経営を担っております。引き続き、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

４．平井基壽氏は、当社の本社部門において豊富な業務経験を有し、平成17年6月から常務取締役として、また平成26年6月より専務取締役として、当社経営を担っております。引き続き、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

5．齋藤栄氏は、当社の木材・住建事業部門において豊富な業務経験を有し、平成24年6月から取締役として、当社経営を担っております。引き続き、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
6．水谷羊介氏は、当社のジオテック事業部門において豊富な業務経験を有し、平成27年6月から取締役として、当社経営を担っております。取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
7．河村恭司氏は、親会社の兼松株式会社の営業部門において豊富な業務経験を有し、平成27年6月から取締役として、当社経営を担っております。取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるものと判断し、選任をお願いするものであります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	しげ　もと　かず　お 重　元　和　夫 (昭和25年４月16日生)	昭和48年４月　兼松江商株式会社入社 平成12年６月　兼松株式会社取締役 平成15年６月　同社常務取締役 平成20年６月　同社専務取締役 平成22年６月　同社代表取締役専務 平成24年６月　新東亜交易株式会社代表取締役社長 平成27年６月　当社常勤社外監査役（現任） 兼松コミュニケーションズ株式会社社外監査役（現任）	2,000株
2	こ　ばやし　くに　あき 小　林　邦　聡 (昭和46年２月20日生)	平成12年10月　弁護士登録 ユアサハラ法律特許事務所入所 平成18年５月　ニューヨーク州弁護士登録 平成25年９月　山田・合谷・鈴木法律事務所入所（現任） 平成26年６月　当社社外取締役（現任）	－株
3	おか　むら　けんいちろう 岡　村　憲一郎 (昭和46年８月18日生)	平成６年４月　みすず監査法人入所 平成９年４月　公認会計士登録 平成12年７月　米国公認会計士登録 平成19年７月　かえで会計アドバイザリー株式会社設立、代表取締役（現任） 平成21年９月　株式会社東京国際会計設立、代表取締役（現任） 平成21年11月　かえで監査法人設立、代表社員（現任） 平成23年６月　かえで税理士法人代表社員（現任） サイバーダイン株式会社社外監査役（現任） 平成27年６月　ＳＧホールディングス株式会社社外監査役（現任） 当社社外監査役（現任）	－株

（注）１．各候補者はいずれも社外取締役候補者であります。
２．重元和夫氏は過去５年間において当社の親会社である兼松株式会社の業務執行者でありました。同氏の同社における過去５年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
３．各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
４．重元和夫氏は、企業経営者として豊富な経験、幅広い知見を有しており、社外取締役として経営全般の監視と有効な助言を客観的な立場から行っていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
５．小林邦聡氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令順守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
６．岡村憲一郎氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、専門的見地から社外取締役として当社の経営全般に対し的確な提言をいただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
７．当社は、小林邦聡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合には、当社は改めて同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、岡村憲一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
８．当社は、小林邦聡氏との間に、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める額としております。
９．当社は、監査役である重元和夫、岡村憲一郎の両氏との間に、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、監査等委員である取締役となる両氏との間で改めて責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める額としております。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
梨本文彦（なしもとふみひこ） （昭和28年４月３日生）	昭和51年４月　兼松セミコンダクター株式会社入社 平成２年３月　同社取締役 平成７年10月　同社常務取締役 平成９年４月　同社専務取締役 平成10年４月　同社取締役副社長 平成11年４月　同社代表取締役社長 平成13年４月　兼松デバイス株式会社専務取締役 兼 セミコンダクターカンパニープレジデント 平成15年10月　兼松株式会社執行役員 兼 デバイスカンパニー カンパニープレジデント 平成16年６月　同社取締役 兼 デバイスカンパニー カンパニープレジデント 平成24年４月　同社取締役 兼 電子・ＩＴ部門、デバイス部門副担当 平成24年６月　同社監査役（現任）	－株

（注）１．梨本文彦氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

２．梨本文彦氏は過去５年間において当社の親会社である兼松株式会社の業務執行者でありました。同氏の同社における過去５年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

３．梨本文彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

４．梨本文彦氏は、企業経営者として豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を客観的な立場から的確に行っていただけるものと考え、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。

５．当社は、非業務執行取締役との間に、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、候補者が監査等委員である取締役に就任された場合には、当該責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める額としております。

第５号議案　監査等委員以外の取締役の報酬額設定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成３年６月27日開催の第93回定時株主総会において、月額12百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案して、現在の取締役の報酬等の額に関する定めに変えて、監査等委員以外の取締役の報酬等の額を現行の月額を年額に換算し、年額144百万円以内と定めること、並びに監査等委員以外の取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。

また、この報酬等には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員以外の取締役は５名となります。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、監査役の報酬等について、平成６年６月29日開催の第96回定時株主総会において、月額3百万円以内とご承認いただいておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案して、現在の監査役の報酬等の額に関する定めに変えて、監査等委員である取締役の報酬等の額を現行の月額を年額に換算し、年額36百万円以内と定めること、並びに監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

第７号議案　取締役賞与支給の件

当期末時点における取締役６名のうち、社外取締役を除く５名に対し、当期の業績等を勘案し、取締役賞与として総額15百万円を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する具体的な金額、支給時期及び方法などは、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以　上

株主総会会場ご案内図

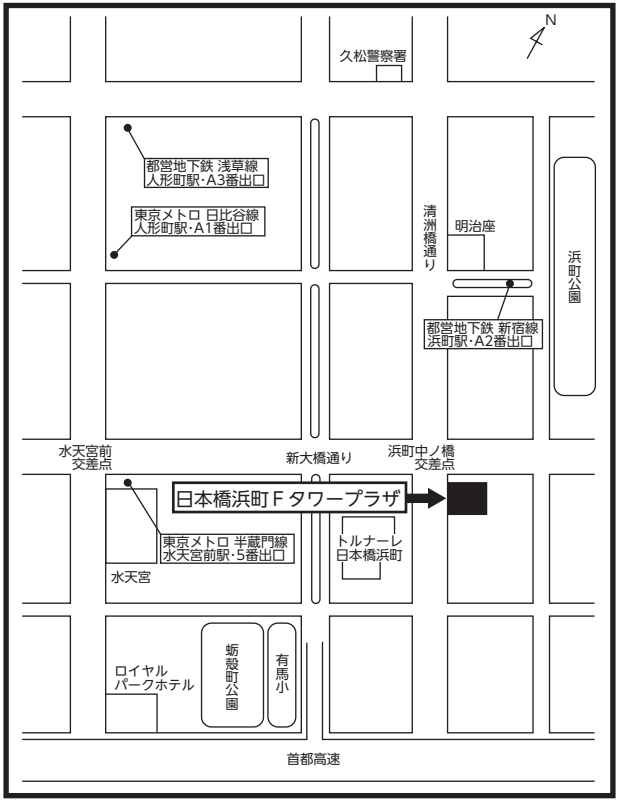

○会　　場：東京都中央区日本橋浜町三丁目22番１号
　　日本橋浜町Ｆタワープラザ３階（プラザホール）

○最寄り駅：都営地下鉄 新 宿 線　浜 町 駅（Ａ２番出口）　徒歩４分
　　東京メトロ 半蔵門線　水天宮前駅（５番出口）　徒歩５分
　　東京メトロ 日比谷線　人形町駅（Ａ１番出口）　徒歩12分
　　都営地下鉄 浅 草 線　人形町駅（Ａ３番出口）　徒歩15分

○お 願 い：駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。